

III 全体構想

- 1 まちづくりの理念と目標
- 2 将来の都市構造
- 3 土地利用の基本方針
- 4 都市施設の整備方針

1

まちづくりの理念と目標

第5次愛川町総合計画における将来都市像は、
「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」であり、
以下の6点をまちづくりの重点目標として設定しています。

- 自然と調和した快適なまちづくり
- 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 健康でゆとりとふれあいのまちづくり
- 豊かな人間性を育む文化のまちづくり
- 多彩な産業の活力あるまちづくり
- 確かな未来を拓く協働のまちづくり

町都市マスタープランにおいては、こうした基本的な理念を受けて、以下に示す将来都市像とまちづくりの目標を設定します。

(1) 将来都市像

本町を取り囲む緑あふれる山々と豊かな水の恵みを日常生活の中に取り込んだ
「りょくすいかんきょうとし 緑水環境都市」を本計画の将来都市像に設定します。

III

将来都市像

りょくすいかんきょうとし
緑水環境都市

(2) まちづくりの目標

①自然環境の保全を基軸としたまちづくりの推進

- ・水と緑の豊かな自然環境の有する価値を積極的に活用しつつ、豊かな自然環境を次世代に継承します。

②役場庁舎周辺地区の整備推進

- ・本町の地理的・交通的中心である「役場庁舎周辺地区」は、都市の安定・成熟化に向けた町のシンボルとして町民交流拠点の形成を推進します。

③新たな職場づくりの推進

- ・さがみ縦貫道路の開通や宮ヶ瀬湖周辺整備などに伴う波及効果（広域物流業務施設・研究開発施設・観光関連産業などの新たな需要）を取り込んだ「新たな職場づくり」につとめます。

④居住環境の向上を目指したまちづくりの推進

- ・市街地や既存集落においては、生活基盤施設の整備（生活関連道路の改良や公園・下水道の整備など）を推進し、居住環境の向上を目指すほか、積極的な移住の促進を通じた空き家問題等の対策を通じ、防犯対策等に優れた地域の形成をはかります。

⑤災害に強いまちづくりの推進

- ・安全なまちづくりとしては、治水・砂防工事や河川工事による治水整備、治山整備、土地区画整理事業などによる安全で快適な市街地整備をはかります。また、市街地の集団的耐震化・不燃化、公共施設の耐震化・不燃化、災害時の避難場所にもなる公園・緑地の整備、防火地域及び準防火地域の指定などを推進するとともに、災害時において、半原地区における災害対応活動等の向上をはかるため、中津川の橋梁を介するルート以外に代替輸送路を確保し、風水害、地震、火災などの災害に強いまちづくりを推進します。

なお、住宅・建築物の耐震化については、愛川町耐震改修促進計画に基づき促進をはかります。

⑥コンパクトな市街地※形成の推進

- ・これからの中津川市は、少子・高齢化の進展に対して、日常生活圏の中で多様なニーズを満たす生活が実現できるとともに、環境負荷の低減（省エネルギー、CO₂の削減など）や都市の運営コストの抑制、さらには「歩く」ことを通じた健康的な生活の定着をはかる観点から、既存の都市基盤施設（道路、公園、下水道、建築物など）を有効活用し、さまざまな都市機能が集積したコンパクトな市街地形成を推進します。

⑦歴史や文化をいかしたまちづくりの推進

- ・愛川地域の撫糸業をはじめ、中津地域の山十邸や八菅神社など、町の歴史を物語る資源を活用し、歴史や文化、自然と共生する、町民が誇れるまちづくりを目指します。

⑧町民・事業者・行政による協働のまちづくりの推進

- ・町民・事業者・行政が愛川町の将来都市像を共有し、それぞれの役割のもと、とともに考え、行動する、「協働」によるまちづくりを進めます。

※コンパクトな市街地：これまでのよう市街地の拡大や分散をはかるのではなく、日常生活圏の中で多様なニーズを満たす生活ができるよう、計画的に都市機能を集積・配置するとともに、道路、公共交通等の交通基盤が充実した、「歩いて暮らせるまちづくり」を実現できる市街地のことです。

(3) 将来人口

本町の人口は、国勢調査によると平成7年の43,088人をピークに減少傾向を示し、平成22年には42,089人となっています。全国的には、一部の都市部を除いた地方自治体で、人口減少傾向が明らかになっており、少子・高齢化が進展する中で避けては通れない状況となっています。

このような状況の中で、平成26年11月に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたことから、本町では、これに基づき、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、人口の現状と将来の展望を示す「地方版人口ビジョン」を策定しました。

よって、平成47年目標年次における将来人口は、この人口ビジョンにおける人口推計との整合をはかり、37,000人と設定します。

「りょくすいかんきょう都市」を実現するための都市構造は、「現有する豊かな水と緑の自然環境を保全しつつ、都市的魅の向上をはかり、自然環境と市街地環境の調和が実現できるもの」とします。

すなわち、保全すべき水と緑を基軸とした自然環境を骨格とし、その豊かな自然の懷の中に、既存の都市基盤をいかし、コンパクトで効率の良い市街地形成をはかることを基本とし、

- 自然環境の保全・活用
 - 「役場庁舎周辺地区」の整備推進
 - 市街地、既存集落の居住環境の整備、地域の活性化
 - 都市の安定・成熟化を支える産業基盤づくり
- などを意図したものとします。

(1) 水と緑を基軸とした骨格構造

仏果山・経ヶ岳・八菅山などの山並みと中津川・相模川の清らかな水、河岸段丘・水田などの豊かな自然環境を基軸とした「水と緑のネットワーク」を構築します。

市街化区域内の既存の街路樹や公園緑地、加えて河岸段丘や沢沿いの傾斜地山林などの緑地保全につとめ、日常生活の中で豊かな自然環境が感じられる「りょくすいかんきょう都市」の基本構造を形成します。

III

(2) コンパクトな市街地形成

現在の市街地は、水と緑の豊かな自然環境に包まれ、東部（中津・高峰地域）と西部（半原・田代地域）の2つの地域によりコンパクトに形成されている一方、都市の核が明確でなく、かつ自家用車による移動が主体となるような都市構造となっているため、必ずしも「歩いて暮らせるまち」が形成されているとは言えない一面もあります。したがって、将来の都市構造は、都市的土地利用がはかられている既存市街地において都市機能の集積を通じたコンパクトな市街地の形成につとめる一方、町が有する豊かな自然環境を損なわない範囲において、都市の安定・成熟化に向けた産業施設用地等の新市街地の拡大を考えます。

目標年次（平成47年）までに新たな土地利用をはかる地区は、原則として「箕輪地区の一つ井箕輪線沿道地区」、「県央愛川ハイテク研究所団地周辺地域」及び「上三増周辺地域」を位置づけるとともに、長期的には、「小沢採石場周辺地域」及び「平山東側採石場周辺地域」などを検討します。

また、市街化調整区域内で新たな土地利用をはかる地区以外の水田、畠地などの農地は保全するとともに、既存集落の維持・形成をはかります。

3 土地利用の基本方針

(1) 中心地

都市の安定・成熟化に向けた町の中心地は、「役場庁舎周辺地区」を位置づけ、これと連携して、中津・高峰地域と半原・田代地域に各々地域の中心地を考えます。

中津・高峰地域の中心地は、現在、近隣商業地域に指定されている「太田窪地区」と大規模商業施設の立地している「小沢下原地区」とし、半原・田代地域の中心地は、現在、近隣商業地域に指定されている「久保地区」とともに、宮ヶ瀬湖の玄関口となる国道412号沿道の県道514号（宮ヶ瀬愛川）交差部である「原地区」、最寄り商業施設や公益施設の立地している「戸倉地区」とします。

また、桜台小沢線、一つ井箕輪線、県道65号（厚木愛川津久井）、国道412号等の幹線道路沿道は、各中心地の拡大に伴う商業・業務機能を誘導する「沿道商業誘導ゾーン」とします。

各中心地の役割及び機能分担は、以下のように考え、整備・育成をはかります。

①役場庁舎周辺地区

本地区は、町役場・文化会館・福祉センターなどの行政・文化機能が集積している町民交流の中心的な役割を担う地区です。今後の町の安定・成熟化に向けた先導的拠点の形成に向けて、以下に示す機能の集約・強化を推進し、自立的複合都市としての「りょくすいかんきょうと緑水環境都市」の拠点形成を目指します。

- 行政機能
- 文化機能
- 交通ターミナル機能（サイクル&バスライド※、パーク&バスライド※）
- 医療・福祉機能
- 子育て支援機能
- オープンスペース機能

②太田窪地区

本地区は、県道沿いに立地した既存店舗や町役場中津出張所などの公共公益施設が集積しているとともに、さがみ縦貫道路相模原愛川ICへの主要なアクセス道路の沿道となる広域交通の利便性をいかし、主に商業・業務機能を主体とした中津地域の中心地として育成をはかります。

※サイクル（パーク）&バスライド：自転車（自動車）に乗ってバス停まで移動し、バスに乗り換えることです。バス停周辺のバスに乗り換えやすい場所に駐輪場（駐車場）を整備することにより、交通ターミナル機能の強化をはかることができます。

③小沢下原地区

本地区は、工業地からの土地利用転換により大規模商業施設が立地した地区であり、本地区周辺には飲食店等も多く立地し、にぎわいのある商業地を形成しています。また、都市計画道路として整備された桜台小沢線沿道への商業施設・住宅の誘導とあわせて、主に商業機能を主体とした高峰地域の中心地として育成をはかります。

④久保地区及び原地区

久保地区は、かつて「糸のまち」である半原地域の中心地として栄え、本町における用途指定当初から唯一、商業系用途地域に指定されている地区ですが、繊維産業の構造的不況や後継者不足による店舗の廃業が続き、地域の活性化が求められています。そこで、宮ヶ瀬湖周辺の集客効果をいかし、未利用地や空き店舗・工場などへの都市型産業の受け入れや本地区と県立あいかわ公園との連携方策等を検討し、地域の活性化を意図した観光的要素を含む半原地域の中心地として整備・育成をはかります。

また、原地区は、観光客の増大など宮ヶ瀬湖周辺の集客効果をいかし、車利用を中心とする広域観光客のための商業機能を主体とした半原地域の中心地として、整備・育成をはかります。

さらに、これらの半原地域における観光・産業振興拠点として、伝統産業を活用した物産館施設の整備を検討します。

⑤戸倉地区

本地区は、県道沿いに立地した最寄り商業施設や農協など公益施設の集積をいかし、主に商業・業務機能を主体とした田代地域の中心地として整備・育成をはかります。

⑥沿道商業誘導ゾーン

本ゾーンは、桜台小沢線、一つ井箕輪線、県道65号（厚木愛川津久井）、国道412号等の幹線道路沿道で、①から⑤の中心地からの主に商業・業務機能の拡大を誘導するゾーンです。これらの機能を誘導するため、用途地域の見直しを検討します。

(2) 産業地

現在の産業地は、県内陸工業団地を中心に発展してきた中津・高峰地域と、「糸のまち」として栄えてきた半原・田代地域（産業機能と居住機能が混在した地域）において形成されています。

将来のまちづくりにおいては、両地域の産業地を中心とするとともに、さがみ縦貫道路の開通に伴い、未利用地の活用及び新たな産業拠点の形成による産業用地の確保と、半原・田代地域の活性化を目指した振興拠点としての物産館施設等の整備や観光産業等の誘致につとめます。なお、産業機能と居住機能が混在している半原・田代地域については、住宅と産業が調和した土地利用の誘導をはかります。

新たな産業地としては、「箕輪地区の一つ井箕輪線沿道地区」と「県央愛川ハイテク研究所団地周辺地域」、及び「上三増周辺地域」を考えるとともに、長期的な視点で検討する「小沢採石場周辺地域」と「平山東側採石場周辺地域」を位置づけます。なお、新たな産業地の検討にあたっては、緑の自然景観に十分配慮するものとします。

産業の機能分担は、以下のように考え、その誘導につとめます。

- 伝統産業（繊維）・
都市型産業*（観光産業等）……………主に半原・田代地域
- 製造業・流通業……………主に県内陸工業団地・小沢上原周辺の
工業団地・上三増周辺地域
- 都市型産業（流通業等）……………主に箕輪地区の一つ井箕輪線沿道地区
- 都市型産業（研究開発型産業等）………主に県央愛川ハイテク研究所団地及び
その周辺地域
- 流通業・製造業……………主に相模川沿いの工業専用地域

III

(3) 住宅地

現在の住宅地は、中津地域と半原・田代地域の市街化区域及び高峰地域などの市街化調整区域における既存集落によって形成されています。

今後発生する新たな住宅需要については、コンパクトな市街地形成を目指し、現市街化区域内の農地・未利用地において宅地化促進をはかります。

現市街化区域内の住宅地においては、現在低層住宅地として整備されている春日台地区、半原地域の一部地区を低層住宅地とし、その他の地区については、一般住宅地に位置づけます。

*都市型産業：付加価値の高い商品やサービスを提供したり、多様で高度なニーズに対応する産業のことです。

住宅地については、幹線道路・区画道路・コミュニティ道路※等の道路や公園、下水道などの都市基盤の整備・維持につとめ、快適で利便性の高いまちづくりを推進します。なお、市街地開発事業により面的に整備され、良好な居住環境が整備されている桜台団地地区については、今後とも良好な居住環境の維持につとめます。

住居系用途と工業系用途の混在が見られる桜台地区や稻荷木地区については、基本的に住居系の土地利用に純化する方向で土地利用の誘導を進めます。

さらに、空き家解消対策の一環として、改修費及び取得費等の助成を含めた空き家バンク制度を推進します。

(4) 農地・集落

町北西部の日々良野地区、町中央部に広がる峰の原地区、中津川沿いの優良耕地においては、将来とも農地として位置づけ、その保全をはかります。

このため、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の遊休荒廃地化の解消に向けては、意欲ある農家や多様な担い手を確保するため、認定農業者や新規就農者への農地の斡旋につとめるとともに、新規就農者への奨励金や家賃助成金を交付するなど、ハード・ソフト両面からの環境整備につとめます。

また、地域特性に応じ、観光農園・市民農園や観光牧場などの観光レクリエーション型農業の振興をはかるとともに、「農業の高度化を誘導するゾーン」を設定し、農業の高付加価値化をはかるため、農産品加工工場等の産業基盤施設の誘導につとめます。

市街化調整区域内に点在する農村集落については、生活基盤施設の整備を中心推进し、居住環境の向上をはかります。

また、本町の地域特性である良好な自然環境をいかし、緑豊かな環境の中で暮らすなど新たな生活様式に対応した優良田園住宅の誘導につとめます。

(5) 緑地

森林の保全・育成をはかるとともに、風致地区・自然環境保全地域等の指定により河岸段丘等の緑地の保全を推進し、緑豊かな誇るべき地域景観の次世代への継承とあわせ、優れた自然環境の積極的活用をはかり、住民の健康増進や交流拡大に役立てます。

また、市街化区域内の緑地については、必要に応じて市街化区域から市街化調整区域への変更を検討し、自然環境の保全をはかります。

※コミュニティ道路：通過交通の進入を排除し、歩行者や自転車の安全を守るために、自動車が自然に減速するよう車道の幅員を変化させたり、カーブや段差(ハンプ)を取り入れるなどして、設計された道路のことです。

(1) 道路の整備方針

現在の本町の広域交通は、さがみ縦貫道路、国道129号（町外の厚木市と相模原市を通過）及び国道412号を骨格として形成しています。将来ともこれらの道路を骨格とした交通体系となります。本町の東端を通るさがみ縦貫道路の相模原愛川ICへアクセスする道路も勘案した道路体系とします。

将来の道路体系としては、「広域幹線道路」、「幹線道路」、「準幹線道路」、「主要区画道路」、「区画道路」の5段階による構成を考え、各幹線道路の位置づけは、以下のとおりです。

■表III-4-1 幹線道路体系

区分	対象路線
広域幹線道路 (2路線)	さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道） 国道412号
幹線道路 (10路線)	県道54号（相模原愛川）、県道63号（相模原大磯）、 県道65号（厚木愛川津久井）、県道511号（太井上依知）、 県道514号（宮ヶ瀬愛川）、桜台小沢線、平山下平線、 (仮称) 上飯山中津上依知線、(仮称) 三増半原線、(仮称) <small>みまさにろ おねせん</small> 三増垂尾根線
準幹線道路 (7路線)	久保市之田線、一つ井箕輪線、二の塙桜台線、桜台楠線、 真名倉日々良野線、久保馬場線、馬場馬渡線

III

①さがみ縦貫道路（首都圏中央連絡自動車道）

首都圏中央連絡自動車道は、都心から概ね40～60kmの位置に計画されている首都圏の大環状道路（総延長約300km）であり、横浜～茅ヶ崎～厚木～八王子～川越～つくば～成田～木更津などの主要都市を連絡することにより、首都圏の広域多核都市複合体を形成し、沿道地域の自動車交通の円滑化と、土地利用の適正な誘導をはかるとともに、地域開発の基盤としての役割を果たす道路です。このうち、茅ヶ崎～八王子の区間のさがみ縦貫道路は、平成25年3月30日に東名高速道路の海老名JCT～相模原愛川ICが供用を開始され、さらに平成26年6月28日には相模原愛川IC～相模原ICが供用を開始され本町内の区間は整備済みとなっています。

この道路の整備により本町は、首都圏における広域交通網に組み込まれ、広域交通の利便性が飛躍的に高まりました。

②国道412号

この道路は、中央自動車道相模湖ICから本町を通り、厚木方面に至り、東名高速道路厚木ICに連絡する道路であり、産業道路としての機能の高い広域幹線道路であるとともに、沿線地域の観光やレクリエーションのために利用されています。将来的には、宮ヶ瀬湖関連の観光客などによる交通量の増加が見込まれることから、関係機関と調整し、拡幅整備を促進します。

③県道54号（相模原愛川）

この道路は、相模原市から高田橋を経て、箕輪地区を通り、田代・半原地域の市街地を通過して国道412号へ至る幹線道路です。また、県道511号（太井上依知）とあわせ、国道412号からさがみ縦貫道路相模原愛川ICへのアクセス線として機能しているため、効率的に通過交通をさばく必要があります。現在、箕輪地区の一部拡幅改良、中津川3橋の架け替え（日向橋及び平山橋：架け替え済み、馬渡橋：平成29年度完成予定で事業中）が進められていますが、関係機関と調整し、これらの早期完成と未改良部分の整備を促進します。

④県道63号（相模原大磯）

この道路は、厚木市、本町、相模原市を結ぶ産業経済の動脈的機能の高い幹線道路であり、関係機関と調整し、未整備区間の整備を促進します。

⑤県道65号（厚木愛川津久井）

この道路は、国道129号から中津地域の市街地を南北に通過し、三増トンネルを経て相模原市（津久井）へ至り、さがみ縦貫道路相模原ICにアクセスする幹線道路です。また、この道路は、中津・高峰地域のメイン道路であり、町の中心地である、役場庁舎周辺地区の西側を通る道路であることから、都市計画道路中野厚木線として決定している区間である桜台交差点から箕輪辻交差点までを関係機関と調整し、シンボル性を考慮した道路として整備を促進します。

⑥県道511号（太井上依知）

この道路は、厚木市上依知の国道129号から相模川沿いに高田橋へ至る幹線道路です。県道54号（相模原愛川）とあわせ、町内北部からさがみ縦貫道路を利用するアクセス線として機能する路線であるため、関係機関と調整し、都市計画道路の幹線街路としての位置づけ、及び整備を促進します。

⑦県道514号（宮ヶ瀬愛川）

この道路は、国道412号から宮ヶ瀬湖の南岸を通り、清川村や相模原市（津久井）へ至る幹線道路として整備済みであり、宮ヶ瀬湖周辺の観光ルートとして機能しています。

⑧都市計画道路桜台小沢線

この道路は、県内陸工業団地から六倉地区、大塚地区及び小沢地区を通り、高田橋へ至る路線であり、関係機関と調整し、未整備区間の整備を促進します。

⑨平山下平線

この道路は、国道412号から中津川右岸に沿って南下し、町界近くの厚木市内の県道63号（相模原大磯）に至る路線であり、半原・田代地域と厚木市を結ぶ生活幹線道路として、また、産業経済活動の幹線道路として整備を進めます。

⑩（仮称）上飯山中津上依知線（都市計画道路上の原松台線・中津115号線）

この道路は、さがみ縦貫道路相模原愛川ICと国道412号を直接結ぶ新規の路線であり、県道63号の才戸橋周辺の渋滞解消と新たな観光ルートとして長期的視野に立って整備を検討します。

⑪（仮称）三増半原線

この道路は、県道65号（厚木愛川津久井）から峰の原台地を横断し、国道412号へ至る新規の路線であり、東西の市街地の一体化をはかる路線として長期的視野に立って調査・検討を進めます。

III

⑫（仮称）三増峠尾根線

この道路は、町道三増馬渡線の三増合戦碑先の交差点から中原集落内を通過し、志田峠を通り、国道412号に至る路線であり、災害時の半原地域への代替道路機能やさがみ縦貫道路から宮ヶ瀬湖周辺へのアクセス性の向上をはかる路線として、長期的視野に立って整備を検討します。

(2) 公共交通の整備方針

本町の安定・成熟化に向けたまちづくりにあたっては、横浜・東京などの都心へのアクセス時間を短縮させることが重要な課題であり、町民や企業の利便性向上をはかるとともに、新たな産業を誘導するための重要な条件となります。

本町では、公共交通基盤の強化を推進し、利便性の高いまちづくりを目指すため、平成18年度に策定した「愛川町総合交通計画」に基づき、事業の推進をはかります。

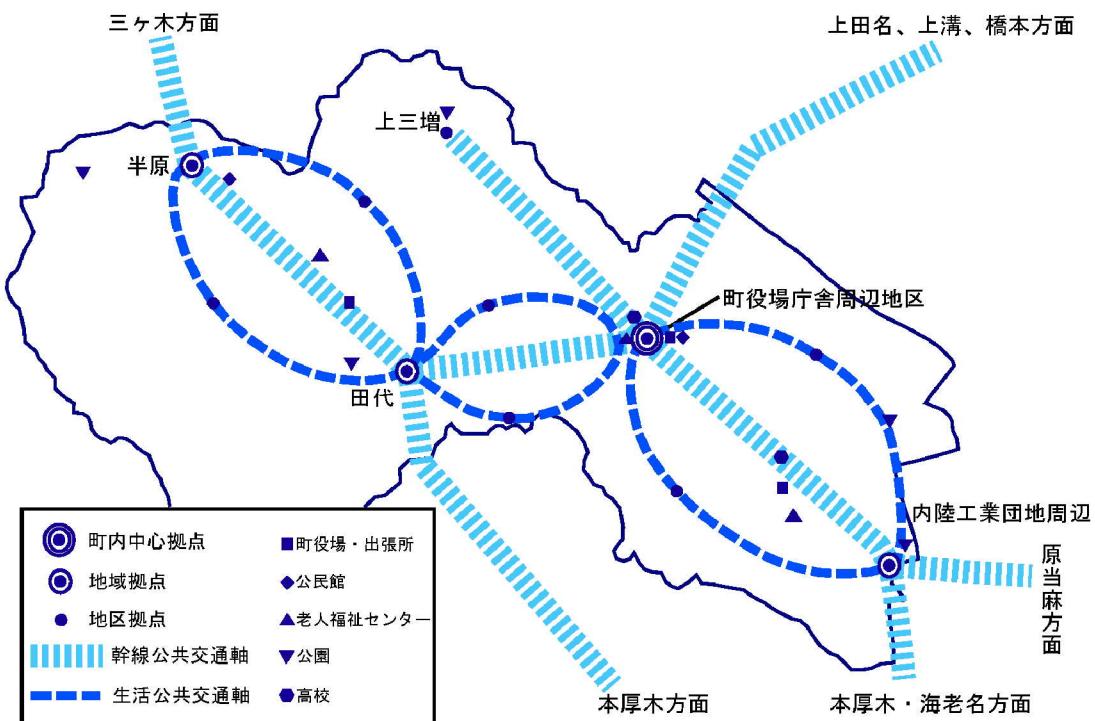
特に鉄道については、「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会（相模原市、厚木市、愛川町、清川村）」や「愛川小田急多摩線延伸促進協議会」との連携を密にしながら、本町内への誘致実現に向けた取り組みを推進します。

■表III-4-2 愛川町に確保すべき2つの公共交通軸と連絡する拠点

交通軸	機能	連絡する拠点	
幹線 公共交通軸	愛川町と、隣接する都市の拠点（交通結節点）とを結び、町民の通勤や通学等、広域的な移動を支えます。	町内の核拠点	○町内中心拠点（役場庁舎周辺地区） ○愛川地域拠点（半原・田代周辺） ○内陸工業団地周辺
	隣接する都市の拠点・交通拠点		○相模原方面（上田名BT、上溝駅、橋本駅） ○原当麻方面（原当麻駅） ○本厚木・海老名方面（本厚木駅・海老名駅） ○相模原（津久井）方面（三ヶ木BT）
生活 公共交通軸	愛川町内の核となる拠点相互を結んで町内的一体感を形成し町全体を活性化します。	町内の核拠点	○町内中心拠点（役場庁舎周辺地区） ○愛川地域拠点（半原・田代周辺） ○内陸工業団地周辺
		地域内の拠点	○町内中心拠点（役場庁舎周辺地区） ○愛川地域拠点（半原・田代周辺） ○内陸工業団地周辺 ○公共公益施設、商店、医療施設など

※ BT : バスターーミナル

■図III-4-1 愛川町に確保すべき公共交通軸



資料：愛川町総合交通計画（平成19年3月）

(3) 公園・緑地の整備方針

本町の自然環境は、緑豊かな南西部から北部に連なる丹沢山地及び南部の山岳地と緑によって縁どられた相模川・中津川の河岸段丘面によって形成され、両河川に挟まれた台地部には畠地が、低地部には水田が残されています。

今後も、この自然環境をいかし、総合的な緑地対策を推進していくことが重要です。このため、風致地区内などにある既存緑地の保全をはかるとともに、これらの緑を基本として街中の緑化を積極的に推進し、自然環境を考慮した都市施設の整備をはかり、自然環境と生活環境が調和した「りょくすいかんきょう都市」の形成を目指し、以下に示す4つの観点から、「緑地保全」、「緑地整備」、「都市緑化」の基本方針を設定します。

- ・自然環境を保全し、良好な生活環境を確保する。
- ・レクリエーション施設の充実をはかる。
- ・防災空間を確保する。
- ・みどりに包まれたまちを保全する。

①山並みへ続く緑と水を守り育てる。(緑地保全)

III

三栗山、志田山、高取山、仏果山、経ヶ岳、八菅山と町を囲むように連なる山並みや、山の懐から湧き出る清流が中津川に合流するなど、愛川の自然に育まれた緑と水を都市的機能と調和をはかりながら、保全します。

さらに、この貴重な自然環境を損なうことなく、町民と町を訪れる人々が、トレッキング等を楽しむことが出来るレクリエーション空間としても享受できるように保全します。

②公園と街路樹などによる緑のネットワークをつくる。(緑地整備)

市街地や既存集落において、身近なレクリエーション・防災機能を有する公園・児童遊園地などを緑の拠点とし、整備・維持管理につとめるとともに、あわせて整備済みの都市計画道路の緑豊かな街路樹の維持管理のほか、市街化調整区域内の圃場整備された水田や畠地、さらに風致地区等の規制がされている河岸段丘部の山林や山並みなど、みどりの保全をはかることにより、緑のネットワークの形成を推進します。

③町民みんなで花と緑のまちづくりに取り組む。(都市緑化)

清らかな流れと花と緑にあふれた生活環境を実現するため、町民と行政が一体となって身近な緑化を推進します。そのため、町民の緑化に対する関心が高まるような普及・啓発の機会を提供するとともに、町民の取り組みを支援する施策を充実します。

公園・緑地の配置と整備目標量及び主要な目標量水準を以下のとおり設定します。

■表Ⅲ-4-3 緑地の確保目標水準

平成47年における緑地確保目標量	市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
	おおむね 232ha 27.1%	おおむね 2,487ha 72.5%

■表Ⅲ-4-4 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次		実績		目標水準
		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成47年 (2035)
都市計画区域 人口1人当たりの目標水準	施設緑地※	67.5 m ² /人 (284ha)	76.1 m ² /人 (320ha)	91.2 m ² /人 (337ha)
	都市公園等※	15.6 m ² /人 (65ha)	23.2 m ² /人 (98ha)	31.0 m ² /人 (115ha)

都市公園法では、1つの市町村における都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準を10m²以上としており、市街化区域における都市公園の当該市街化区域内の住民1人当たりの敷地面積の標準を5m²以上としています。

本町では、田代運動公園や三増公園などが整備されていることから、都市計画区域全体の住民1人当たりの整備水準は、平成22年の実績値において23.2m²/人と、都市公園法上の標準を大きく上回っています。しかし、市街化区域内の整備水準は低く(1.9m²/人:平成22年)、身近にふれあえる緑が少ないとともに、市街化区域内での整備水準を高めることが必要となっています。

また、「緑水環境都市」愛川を実現するためには、「町民みなスポーツの町宣言」を踏まえて整備されたスポーツ施設を中心とする公園の維持・管理をはかるとともに、身近な公園づくりを進めていきます。

三増公園は引き続き一部未整備区域の整備を検討します。また、既存の八菅山いこいの森・田代運動公園などの維持・管理につとめます。なお、「三増公園の南側地域」における将来の土地利用の方向としては、スポーツ・レクリエーション振興地区として誘導します。

III

※施設緑地：「都市公園等」（以下参照）と、青少年広場や学校のグラウンド、河川緑地などの公共施設の緑である「公共施設緑地」のことです。

※都市公園等：街区・近隣・地区公園などの「住区基幹公園」と、歴史公園・風致公園などの「特殊公園」、県立あいかわ公園のような「広域公園」、「都市緑地」のことです。

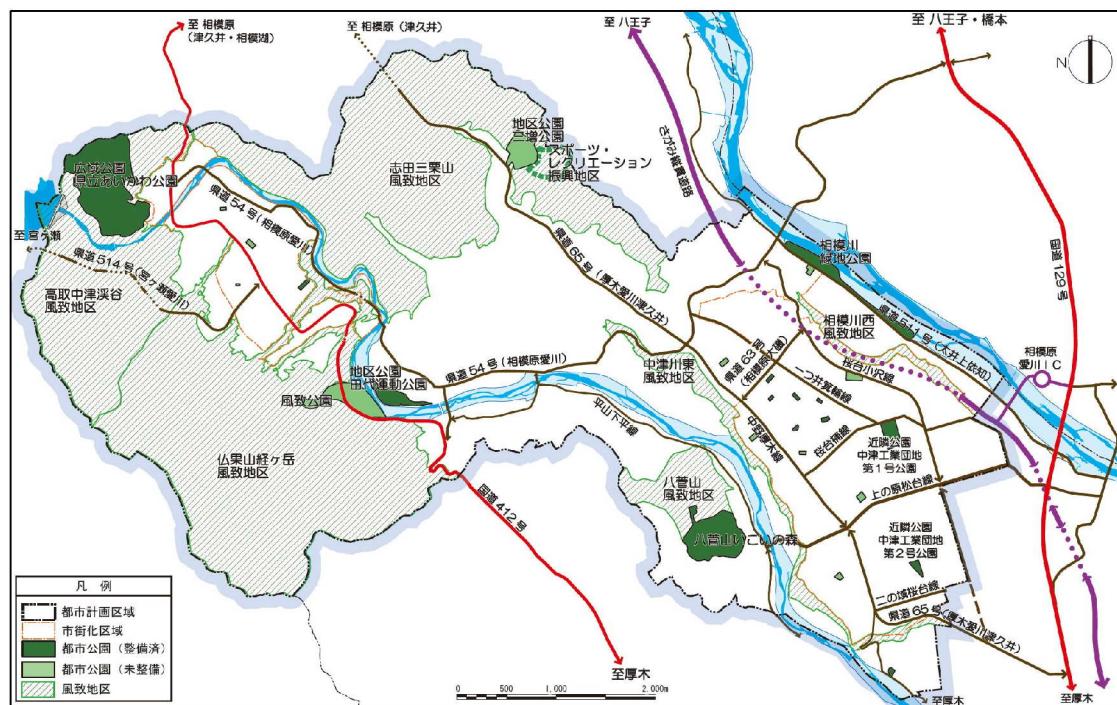
中津川の水辺空間については、中津川リバーリフレッシュ構想（中津川を保全・活用したスポーツ・レクリエーション施設整備）に基づき、水と緑に恵まれたオープンスペースの活用や貴重な生態系の保護をはかるなど、「中津川レクリエーションゾーン」として整備を推進します。

市街化区域内における傾斜地山林の一部については、市街化区域から市街化調整区域に変更するなどの措置を講ずることにより、緑地の保全を推進します。



田代運動公園周辺

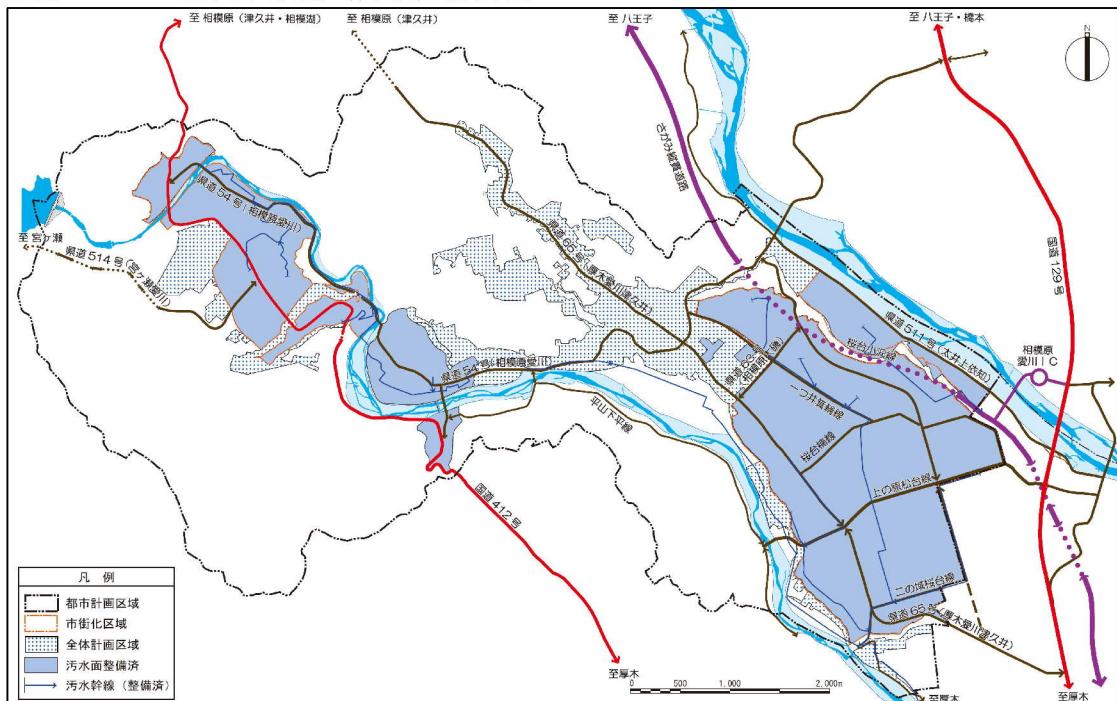
■図III-4-2 公園・緑地整備計画図



(4) 下水道の整備方針

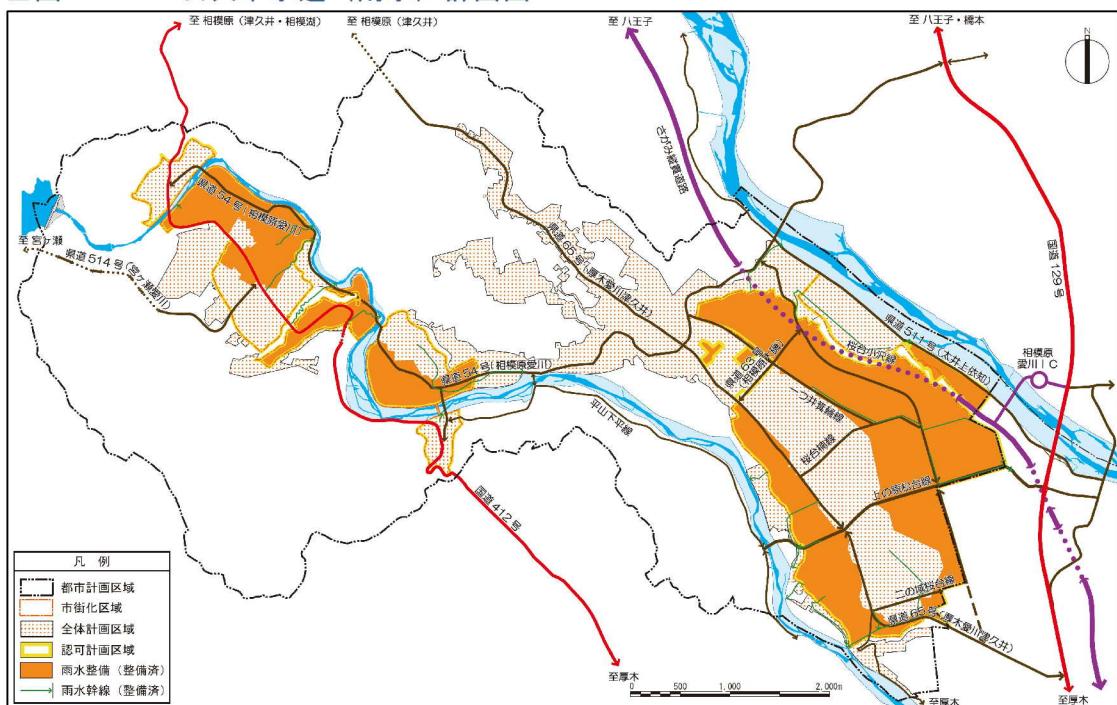
衛生的で良好な生活環境の形成を目指し、河川や水路などの水質を保全するため、概ね整備が完了した公共下水道（汚水）は、改築・更新により長寿命化をはかるなど、適切な維持管理と整備を推進します。また、公共下水道（雨水）は、引き続き、浸水する恐れのある地区の解消に向けて推進をはかります。

■図III-4-3 公共下水道（汚水）計画図



III

■図III-4-4 公共下水道（雨水）計画図



(5) 都市防災に関する方針

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、全国的に自然災害への対応が見直され、神奈川県でも、平成25年3月に「かながわ都市マスターplan」に津波対策編を追加するなど、具体的な対策が講じられつつあります。

また、近年では局地的な集中豪雨による土砂災害、大規模地震による木造住宅密集地における建築物の倒壊や延焼の危険性などが問題視されており、これらの問題は、町域西部に傾斜地、東部に狭い道路地区を有する本町にとっても問題となっています。

そこで、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、愛川町地域防災計画における基本理念である『ともにつくる人にやさしい安心なまち』を目指し、「豊かな自然を配慮したうるおいある安全・安心なまち」、「心ゆたかで健全な文化に支えられた安全・安心なまち」、「だれにもやさしくふれあいに満ちた安全・安心なまち」、「ともにつくる安全・安心なまち」の4つの将来像の実現につとめます。

なお、具体的な施策を進めるにあたっては、大規模災害から命を守るために、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を、土地利用、防災基盤施設、市街地整備といった今後の都市づくりに反映するとともに、自助・共助の取り組みと連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進します。

III

①浸水対策

本町には、相模川と中津川の2つの河川が流れしており、これらの河川については、関係機関と調整し、雨水排水機能を向上させるための整備等を促進します。

また、集中豪雨による浸水被害に対処するため、雨水整備事業を計画的に実施し、雨水排水機能の向上につとめます。

さらに、河川整備と下水道整備の連携にあわせ、雨水流出量を抑制するため、流域対策として、公共施設等への雨水貯留浸透施設整備、各戸浸透対策及び開発に伴う雨水貯留浸透施設設置を推進し、総合的な浸水被害対策をはかります。

②地震対策

都市の耐震化を促進するため、関係機関と協力し都市防災や土地の合理的利用に寄与する耐震建築を普及するとともに、本町の地形地質の性状等から、地震による揺れ、液状化、斜面崩壊の被害想定の情報を提供することによって、町民の防災意識の向上をはかり、適正な土地利用の誘導につとめます。

また、公園、緑地、空地等は、災害時において重要な避難場所、避難路となるとともに、重要な防災施設・空間となることから、その配置を含め個々の施設に至るまで、これらの点を十分配慮し、整備につとめます。

さらに、災害時における、住民の安全を確保するために活用できる道路空間及び避難路・物資輸送路を確保し、減災、応急救急活動の円滑化をはかるため、防災に対応した道路・橋梁の維持・管理につとめます。

③火災対策

既成市街地の狭あいな道路については、防災防火に対処するため、民間宅地開発事業の行政指導のほか、建築行為に係る道路後退用地制度の活用や地区計画等により拡幅し、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりの促進につとめます。

また、建築物の建築、宅地造成工事等の規制を行うための規制区域の指定は、防災都市建設の前提であるので、防火地域の指定のほか、準防火地域の拡充について検討し、その区域の適正化をはかります。

さらに、公園・緑地・空地等は、大きな延焼防止機能も期待できることから、地震対策と同様な整備につとめます。

なお、都市の不燃化を促進するため都市防災、土地の合理的利用に寄与する耐火建築の普及を関連機関と協力し進めます。

④避難対策

災害時の安全を確保するため、広域避難場所までの避難路のネットワーク化をはかるとともに、沿道建築物の耐震化や不燃化を促進します。

⑤その他

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の情報を含め、自然災害の恐れのある地域における各種ハザードマップ等の周知により、自然災害を回避した土地利用を誘導するとともに、避難体制の確立をはかり、防災と減災を明確に意識した自然災害に強い都市づくりの推進につとめます。

また、愛川地域は中津川に架かる橋梁により連絡性を確保していることから、災害時の代替道路の整備を検討し、初動期の活動体制の向上を目指します。

⑥防災まちづくりの推進

地震や風水害に強いまちづくりを実現するためには、前提となる被害の予測を把握する必要があることから、防災アセスメント調査結果や過去の災害履歴などを基に策定された愛川町地域防災計画を基本として、行政と町民が一体となり連携した防災まちづくりを推進します。

(6) その他都市施設の整備方針

①斎場・火葬場（愛川聖苑）

愛川聖苑は、棚沢地区内において平成9年から稼働しています。今後ともこの施設の維持・管理につとめます。

②ごみ焼却場（ごみ処理施設：愛川町美化プラント）

愛川町美化プラントは、三増地区内において稼働しています。将来的には、厚木愛甲環境施設組合（厚木市・愛川町・清川村）による広域処理（焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）が計画されており、現在の美化プラントの焼却施設は休止中となっています。なお、同組合で処理を行わない資源物等の中間処理（リサイクル等）の方法について検討します。

③汚物処理場（し尿処理施設：愛川町衛生プラント）

愛川町衛生プラントは、坂本地区において稼働しています。公共下水道の整備に伴い、し尿及び浄化槽汚泥収集量は減少から横ばい傾向にあることから、今後の施設処理のあり方について検討します。

④図書館

III

高度化・多様化する町民の要望に応えていくため、生涯学習の拠点施設として図書館の整備を検討します。

■図III-4-5 その他都市施設整備計画図

